

江戸川区が法テラスと連携して 実施する無料の法律相談です

まずはご連絡ください

カードローンの返済が滞ってしまった。支払いが多くて返せそうにない。



店長がバイト代を支払ってくれない。どうしたら**請求**できるの？



離婚したいけど相手が話し合いに応じしてくれない。いい方法はない？

彼氏がたまたま**暴力**をふるってきて…

職場で**セクハラ**を受けている。上司には取り合ってもらえない。

だまされて高価なものを買ってしまった…お金を取り戻せる？



亡くなった親の**借金**を払いたくない！

知らない間に**遺産分割**がきまってしまった。誰に相談すればいいのか…



対 象

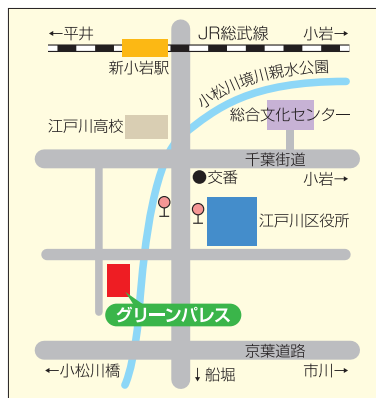
江戸川区内在住・在勤・在学の方で
資力などの利用条件に該当する方
(詳しくは裏面参照)

相 談 日 時

毎週月曜日・木曜日 (祝日・年末年始を除く)
9時30分～12時 / 13時30分～16時
事前予約制 / 対面相談のみ / 1回30分まで

相 談 場 所

グリーンパレス 本館2階 区民相談室



〒132-0031
江戸川区松島1-38-1

JR新小岩駅(南口)より
都営バス(新小22)葛西駅行
都営バス(新小21)西葛西駅行
～江戸川区役所前下車
徒歩3分

都営新宿線 船堀駅より
都営バス(新小21)系統
新小岩駅行
～江戸川区役所前下車
徒歩3分

申 込 み

03-5662-7684 (区民相談室)

受付時間 9時～16時 (日曜・祝日・年末年始を除く)

お気軽にお問い合わせください



ともに、生きる。
江戸川区

法テラスの無料法律相談

江戸川区 法律サポート相談

借金

離婚

相続

労働

セクハラ
DV

など

予約制

03-5662-7684

受付時間 9時～16時
(日曜・祝日・年末年始を除く)



江戸川区 法律相談 **検索**

法テラスとは…

国が設立した公的な法人です。経済的な理由で弁護士などに相談できない方を援助しています。

相談の手順

1 区民相談室へ電話する 03-5662-7684

グリーンパレス 本館 2階
受付時間 9時～16時
(日曜・祝日・年末年始を除く)



- 相談の概要やご利用条件などについて確認させていただき、法律相談の予約をお取りします。
- お問合せはご家族や支援者の方などでもかまいません。

だれに相談すればいいかわからないときも

「区民相談室」では、法律サポート相談のほかにも身の上相談や各種の専門相談を実施しています。だれに相談すればいいかわからないときでも、まずは「区民相談室」にご連絡ください。

2 弁護士の無料相談を受ける

- 予約した相談日に、法テラスと契約した弁護士が無料で相談にお応えします。

※「区民相談室」にて対面での相談を行います。
※相談は1回30分、同一問題につき3回まで利用できます。



3 弁護士に依頼し解決に向かう

- 相談の結果、弁護士に依頼する場合は、収入・資産などの審査の上で、法テラスによる弁護士費用等の立替えが利用できます。

※立替えを利用した弁護士費用等は、弁護士への依頼後に月々の分割で法テラスにご返済いただきます。
※生活保護を受給している場合など、申請により返済が猶予・免除となる場合があります。



相談のご利用条件

1 江戸川区内在住・在勤・在学であること
※「現住所」「勤務先」「通学先」のいずれかが区内であれば結構です。

2 収入・資産が一定額以下であること
原則として申込者と配偶者の収入・資産を合計した金額で判断します。
※夫婦間の争いの場合は申込者のみの金額で判断します。
※医療費、教育費などの出費は、相当額が控除されます。

◆収入等の基準

〈月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安〉

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
200,200円以下 (253,200円以下)	276,100円以下 (344,100円以下)	299,200円以下 (384,200円以下)	328,900円以下 (420,900円以下)

※東京23区内の基準額です。
※()内は家賃・住宅ローンなどを負担している場合の限度額です。

◆資産の基準

〈現金・預貯金の合計額の基準〉

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

相談以降 弁護士費用立替えの条件

※詳細は法テラス東京(☎0570-078301)にご確認ください。

●上記の収入・資産の基準を満たすこと

※資産の基準には、不動産(自宅や係争物件を除く)・有価証券なども含まれます。

●勝訴の見込みがないとはいえないこと

●民事法律扶助の趣旨に適すること

相談以降 弁護士費用の立替え

※詳細は、ご利用の際に法テラスからご案内します。

■審査(無料相談後)

■必要な書類は次のとおりです。
※無料相談の際は不要です。

●資力を証する書類

(給与明細、課税または非課税証明書、年金通知書、生活保護受給証明書など)

●住民票

(本籍・筆頭者・続柄・世帯全員の記載があるもの、マイナンバーの記載は不要)

●事件関係書類

●立替金返済用の口座に関する書類 など

■援助開始決定

■援助開始決定を受けると、法テラスが弁護士費用(着手金・実費等)を立て替えます。
■立替えを利用した費用等は、原則として月額5,000円～10,000円程度の分割で3年以内に返済していただきます。(無利息)

※生活保護を受給している場合など、申請により返済が猶予・免除となる場合があります。

着手金・実費等の例

500万円の請求訴訟	255,000円
金銭請求のない離婚訴訟	266,000円
債権者10社の自己破産	155,000円

■事件終了

■事件が終わると、弁護士に報酬金を支払うこととなります。報酬金の額は法テラスが決定します。